

予算特別委員会会議録（第1号）

- 1 招集月日 令和7年3月7日（金）
- 2 招集場所 占冠村議会議場
- 3 開 会 令和7年3月12日（水）午前10時
- 4 出席委員 予算特別委員長 下川園子君  
 予算特別副委員長 藤岡幸次君  
 予算特別委員 大谷元江君  
 " 木村一俊君  
 " 細谷誠君  
 " 小林潤君  
 " 小尾雅彦君

5 欠席、遅刻、途中退席および早退委員

予算特別委員 木村一俊君（早退）

6 会議事件説明のため出席報告のあった者の職及び氏名

（長部局）

占 冠 村 長	田 中 正 治	副 村 長	松 永 英 敬
総 務 課 長	三 浦 康 幸	企 画 商 工 課 長	平 岡 卓
農 林 課 長	鈴 木 智 宏	林 業 振 興 室 長	杉 村 政 彦
建 設 課 長	小 林 昌 弘	住 民 課 長	伊 藤 俊 幸
福祉子育て支援課長	岡 崎 至 可	ト マ ム 支 所 長	石 坂 勝 美
会 計 管 理 者	合 田 幸	総 務 担 当 主 幹	野 原 大 樹
職員厚生担当係長	鈴 木 隼	財 務 担 当 主 幹	橘 佳 則
税 務 担 当 主 幹	小 潟 敏 広	企 画 担 当 主 幹	竹 内 清 孝
商 工 觀 光 担 当 主 幹	阿 部 貴 裕	広 報 統 計 担 当 係 長	大 谷 淳 貴
地 域 振 興 対 策 室 主 幹	松 永 真 里	農 業 担 当 主 幹	杉 岡 裕 二
林 業 振 興 室 係 長	坂 本 龍 哉	建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子
環 境 衛 生 担 当 主 幹	蠣 崎 純 一	下 水 道 担 当 主 幹	中 島 辰 男
戸 籍 担 当 主 幹	細 川 明 美	戸 籍 担 当 主 幹	八 木 香 織
国 保 医 療 担 当 係 長	久 保 璃 華	保 健 予 防 担 当 主 幹	岡 本 叔 子
村立占冠診療所主幹	佐々木 智 猛	社 会 福 祉 担 当 係 長	川 口 晃 平
介 護 担 当 主 幹	佐 久 間 敦	子 育 て 支 援 室 主 幹	森 田 梅 代

（教育委員会）

教 育 長	多 田 淳 史	教 育 次 長	木 村 恭 美
社会教育担当主幹	上 島 早 苗	学 校 教 育 担 当 係 長	渡 邊 舞 子

（農業委員会）

事 務 局 長 鈴 木 智 宏

(選挙管理委員会)

書記長 三浦 康幸

(監査委員)

事務局長 高桑 浩

7 職務のため出席した者の職及び氏名

事務局長 高桑 浩 係 長 田中 健士郎

8 付議事件

- (1) 令和7年度占冠村一般会計予算
- (2) 令和7年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算
- (3) 令和7年度村立診療所特別会計予算
- (4) 令和7年度占冠村介護保険特別会計予算
- (5) 令和7年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算
- (6) 令和7年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算
- (7) 令和7年度占冠村簡易水道事業会計予算
- (8) 令和7年度占冠村公共下水道事業会計予算

### ◎開会宣言

○委員長（下川園子君） おはようございます。予算特別委員会委員長に選任されました下川でございます。委員長の任は大変不慣れではありますが、各委員、説明員のご協力のもと、円滑な進行に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、これから予算特別委員会を開会します。

本日の予算特別委員会における傍聴については、これを許可して行います。

---

### ◎審査

○委員長（下川園子君） これから本日の会議を開きます。

本委員会の審査日程等について、事務局長から説明をいたします。事務局長。

○事務局長（高桑浩君） 令和7年第1回占冠村議会定例会、第2日目において本委員会に付託された案件は、議案第24号、令和7年度占冠村一般会計予算の件から、議案第31号、令和7年度占冠村公共下水道事業会計予算までの件8件であります。

本委員会の審査日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり、本日3月12日、1日間とします。

予算内容の説明については、本会議において既に説明済みであることからこれを省略し、議事日程記載のとおり会計別に質疑、討論、採決を行います。

なお、本委員会の説明員は、村長以下記載のとおりです。以上でございます。

○委員長（下川園子君） お諮りします。

本委員会の審査日程等は、ただいまの説明

のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（下川園子君） 異議なしと認めます。

したがって、本委員会の審査日程等は、ただいまの説明のとおりと決定しました。

これから、本委員会に付託されました、議案第24号令和7年度占冠村一般会計予算の件から、議案第31号令和7年度占冠村公共下水道事業会計予算までの件8件の審査を行います。

なお、先に決定のとおり、予算の内容の説明については本会議において既に説明済みであることから、これを省略します。

委員並びに説明員にあらかじめお願ひします。

審議中の質疑答弁につきましては、要点を明確にし、簡潔に御発言くださいよう御協力をお願いします。

なお、質問者の発言については、会議規則第67条の規定により、質疑の回数を制限しないで行います。

---

### ◎議案第24号（歳入）

○委員長（下川園子君） これから、議案第24号、令和7年度占冠村一般会計予算の件を議題とします。

これから質疑を行います。

質問者はページ数を明らかにして発言してください。

初めに歳入についての質疑を行います。

予算書13ページから30ページ、1款、村税から21款、村債について、質疑はありませんか。木村委員。

○2番（木村一俊君） おはようございます。まず、13ページにあります、歳入、村

税、1項の村民税のところあります。2目の法人関係において、昨年より2,885万1,000円という減額ということが書かれているわけなんですけども、結局、村民税を見ると4分の1が入ってこなくなるということで、星野リゾート関係の事務所の東京移転によるものと聞いております。

実際この減額っていうか、入ってこない部分は、減収補填というか、それがあるので運営にはあんまり心配はないと思うんですけども、担当にざっくばらんにお聞きしたいんですけども、話簡単に進むように、この村民税のことだけ考えて、うちの村としては、約毎年1億円あるわけです。そして今回約2,500万以上なんんですけども、4分の1ほどこの辺の税収が落ちてくるわけなんです。ということは、担当課長にお聞きしたいんですけども、普通交付税の算定というのは、基準財政需要額から、基準財政収入額を引いたもので、財源の不足分が補われていくという考え方なんですけども、結局この基準財政収入額っていうのは税収の75パーセントを見るわけで、この25パーセント、4分の1がなくなるっていうことはまるまる留保財源分がこれからずっとなくなっていくっていう考え方だと思うんですよね。その辺が間違いないかどうかということと、今後この留保財源がなくなっていくっていうことが、今後の村の事業運営にどれだけ影響があるのかそのところを、担当課長にお聞きしたいと思います。それが1点です。

それから25ページの16款、2項、財産売払収入、3目の生産物売払収入というところで、木炭の売上収入が2万円ということで、100万ぐらい減額しているわけなんですけども、結局この木炭収入、木炭を売るということが、今後どうなるのかということをまずお

聞きしたいと思います。

それから同じページの17款の寄附金、1項、3目のふるさと寄附金、これについて伺いたいんですけども、本年度予算額は8,000万円ということなのですが、歳出のところとちょっと関係するんですけども、ちょっと早いですけど37ページに寄附者に対する返礼品がまず2,400万ぐらい見まして、38ページに委託金で、ふるさと納税管理業務委託ということで、200万ぐらい、そして39ページにも、使用料賃借料のところで、ふるさと納税サービス利用料ということで8,700万円ぐらいが支出予定ということで、もう支出の合計で3,500万ぐらいあるわけなんですね。そして8,000万を一生懸命もらっても、3,500万円ぐらい経費が掛かるわけなんですね。結局純粋の残りが、4,500万、経費率でいうと4割5分ぐらい掛かるっていう計算になるんですけども、もうちょっといい残る方法がないのかどうかっていうことをお聞きしたいのと、あと、38ページのところで聞くべきなんですけども、このふるさと納税管理業務委託っていう200万ぐらいの支出、この内容をまた後でのところで聞きたいと思いますけども、取りあえず経費がかかる分、もうちょっと何とかならないのか、残がもっと残るような方法がないのかどうか、そのところをお聞きいたしたいと思います。

それから、最後ですが28ページの20款の諸収入、5項の雑入、1目、雑入、1節、雑入のところにありますけども、デジタル基盤改革支援の補助金がデジタル庁から出るか総務庁から出るか分からないですけども、国庫補助金に入れなくて、どういう理由で雑入に入れられたのか、教えていただきたいと思います。私からは以上です。

○委員長（下川園子君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） お答えいたします。

村税の法人の関係でございます。議員言わ  
れるとおり、25パーセントの留保分がなくな  
るんだよねということにつきましては、お見  
込みのとおりということでございます。

こちらの法人税割につきましては、コロナ  
の時代には全くゼロという時代もございまし  
て、企業の業績によって変動するものとい  
うことでございますので、やむを得ないかなと  
いうところでございます。

例えば、リゾートの組織変更によりまして  
2,700万円の財源を失ったということであれ  
ば、その75パーセントが交付税措置される  
ということでございますので、その中で財政  
運営を行っていくということと、新たな財源  
の獲得に向けて努力していくという対応で頑  
張ってまいりたいと思います。以上でござい  
ます。

○委員長（下川園子君） 林業振興室長。

○林業振興室長（杉村政彦君） 予算書、25  
ページでございます。

16款、財産収入、2項、財産売払収入の3  
目、生産物売払収入について木村委員からご  
質問でございます。

前年度105万5,000円という計上になってお  
ります。この中には、メープルシロップを活  
用したジン、昨年新発売をいたしましたジン  
の売上げが含まれてございます。

それで、説明のところに木炭売払収入2万  
円を見込んで今年度2万円を収入として見込  
んで計上しておりますけれども、木炭につい  
ては過去生産をした製品については全て売払  
済みでございます。

したがいまして、この2万円で売払を予定  
をしております木炭の製品は、いわゆるクズ  
炭販売をしていくことの予算計上にな

ってございますので、そういう内訳になって  
いるということで、御説明申し上げます。以  
上です。

○委員長（下川園子君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 20款、5項、1  
目のデジタル基盤改革支援補助金の歳入科目  
についてでありますけども、これにつきまし  
ては令和6年度におきましても雑入で受入れ  
ているところであります。

これにつきましては、地方公共団体情報シ  
ステム機構というところから補助金が入って  
くるという流れになっておりまして、国から  
ではなくこの機構から入ってくるということで  
、事業内容的には国の補助金のほうで受入  
れるのがいいのかっていうところもあるんで  
すけども、国ではなくて機構からの補助金と  
いうことで、雑入でみております。

○委員長（下川園子君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 議案書の25ペ  
ージ、17款、1項、3目のふるさと寄附金の  
関係でございます。

もう少し寄附額が残る方法ないのかとい  
うことでございますけれども、このふるさと納  
税寄附金ですね、総務省ルールで返礼品につ  
いては3割以内、総額の経費で5割以内とい  
うのがルールとしてございます。

全国的にもこの返礼品に係る分については  
3割、そして総額では5割というのが一般的  
というような状況になっておりまして、村と  
しては寄附獲得のためには、一定程度の経費  
は出てくるものと考えているところでござい  
ます。

○委員長（下川園子君） 木村委員。

○2番（木村一俊君） 25ページの木炭関係  
ですけども、木炭生産は完全にやめてしまう  
という方向性なのお聞きしたいのと、あと、  
留保財源のところですけども、留保財源がな

くなっちゃうっていうか、その辺の影響についてもう1回詳しく教えてもらっていいですか。以上です。

○委員長（下川園子君） 林業振興室長。

○林業振興室長（杉村政彦君） 木村委員からの御質問にお答えをいたします。

既に、木炭釜も撤去をしておりまして、現在は生産をしておりませんので、委員御指摘のとおりでございます。

○委員長（下川園子君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） お答えさせていただきます。

令和5年度の実績に比較しますと、概ね600万円程度の影響かと私どものほうで試算しておりますけれども、やはりこちらについては、予算の全体の中で吸収していかざるを得ないのかと考えております。以上でございます。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありませんか。大谷委員。

○1番（大谷元江君） 18ページ、使用料及び手数料1項、使用料の6目、商工使用料の中の2節、物産館使用料で168万1,000円の計上があるんですが、今までにこのような金額がなかったと認識しております、どのような使用料が入るのか教えてください。

それと、29ページ、20款、諸収入、5項の雑入、国道237号湯の沢橋架替っていうんでしょうか、工事支障物件補償費、130万円という金額ですが、この収入の中身をお願いいたします。

○委員長（下川園子君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 議案書18ページ、13款、1項、6目、商工使用料の2節、物産館使用料でございますけども、こちらは、昨年からNEXCO東日本帯広工事事務所に物産館の1階の部分の賃貸契約を結びまして

使用許可しているものですから、そちらの使用料が増加になっているということでございます。

それから、29ページ、20款、5項、1目、1節、雑入、国道237号湯の沢橋架替工事支障物件補償費、130万円の関係でございますけれども、こちらについては旭川開発建設部が工事主体の国道237号湯の沢橋の架替工事の計画がございまして、湯の沢温泉の看板が工事の支障になることから、看板等の撤去設置に係る補償費となってございます。以上です。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありませんか。小尾委員。

○7番（小尾雅彦君） 何点か質問させていただきます。

13ページ、歳入、村税についてです。

1項、村民税の1目、個人の均等割と所得割、法人税としての算出根拠を大まかに教えていただきたいと思います。

同じく13ページの2項、固定資産税の1目、固定資産税、土地、家屋、償却資産の算出の根拠を大まかに教えていただきたいと思います。

同じく13ページ村税の2項、固定資産税の2目、国有資産等の所在市町村の交付金の金額が前年より66万9,000円ほど増額計上なんですけど、その理由を教えていただきたいと思います。

続いては、ページ15ページの地方譲与税について、3項、森林環境譲与税が昨年より160万2,000円増額されているんですよね。増額計上の理由を教えていただきたいと思います。

17ページの地方交付税です。地方交付税、普通、特別合わせて前年対比で1億3,300万増の計上なんんですけど、大まかな算出根拠を

教えていただけたらと思います。

ちょっと多くて申し訳ないんですけど、続いて、23ページの財産収入です。財産収入の1節、土地建物貸付収入で、4,070万1,000円の計上は、前年対比で15パーセント増の520万5,000円増となっています。大まかにその内容を教えていただけたらと思います。

続いて、25ページの財産収入、1項、財産売払収入、1目、不動産売払収入、2節の立木売払収入で220万8,000円の計上ですが、間伐材の売払となる根拠の事業面積ですとか素材の予定量を教えていただきたいと思います。以上です。

○委員長（下川園子君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） お答えさせていただきます。

まず、13ページ、村民税の個人、均等割と所得割の大まかな算出根拠ということについて、ご説明申し上げます。

まず、均等割につきましては、750名掛ける3,000円で225万円の計上ということでございます。

所得割につきましては、令和5年度の調定額を参考に歩留りや収納率等を考慮して算出させていただいた額ということでございます。

具体的には、令和5年度の調定額、約6,200万円に歩留り0.9を乗じさせていただいて、そこから均等割の225万円を引いた後に、その金額に収納率98パーセント乗じた額ということになってございます。

2点目の13ページの固定資産税、土地、家屋、償却資産の概ねの算出根拠ということでございます。

まず、土地につきましては、課税標準額が3億2,341万円に税率1.4パーセントを掛けまして、そちらに収納率98パーセントを掛けた

数字ということでございます。

家屋につきましては、課税標準額、約196億円に税率1.4パーセント、そして収納率98パーセントを掛けた数字ということで概ねの値ということでございます。

3点目、償却資産でございます。こちらにつきましては、課税標準額、約65億円でございますけれども、こちらに1年当たりの減価償却費を97パーセントという数字を掛けさせていただいて、それに税率1.4パーセント、収納率98パーセントを掛けた数字という内容となっております。

続きまして、同じく13ページの国有資産等所在市町村交付金66万9,000円増の理由ということでございますが、こちらにつきましては、国有林の台帳価格、こちらが上昇したということでございまして、その増加額が4,781万1,000円が増額ということでございますので、これに税率の1.4パーセント、国なので歩留りと考える必要ないということですので、4,781万1,000円に1.4パーセントを掛けますと66万9,000円となるということでございます。

続きまして、23ページでございます。

土地建物貸付収入、520万5,000円増の大まかな内容ということでございます。

こちらにつきましては、駅前の楓A棟の增收分、こちらを約370万円見込ませていただいております。それに、工事事業者の村有地等の貸付料150万円を加えてトータルで約520万円の増という内容となってございます。

続きまして、地方交付税の内容でございます。

17ページ、地方交付税の増額とした理由ということですが、普通交付税については令和6年度の実績を参考にさせていただいているということと、特別交付税については例年1

億円で見積もっているところなんですが、それに新たに予定されている事業2,310万円を加えているということでございます。

特別交付税の新たな事業の内訳といたしましては、鹿柵分で1,440万円。地域おこし協力隊の募集、採用に係る経費といたしまして、820万円。それから、地域おこし協力隊の募集に係る広告料、50万円。この3つを足しますと、2,310万円ということになってございます。以上でございます。

○委員長（下川園子君） 林業振興室長。

○林業振興室長（杉村政彦君） 予算書15ページ、2款、3項、1目、森林環境譲与税の160万2,000円の増額の理由について、御質問がありました。

森林環境譲与税の積算の根拠の変更によるもので増額になってございます。具体的には、国のほうで積算をする段階で、人口配分、人口に基づく割合がございますが、従前、人口を30パーセントの比率で求めていたものを5ポイント減じまして25パーセントにいたしました。その5パーセントが、もう一つの積算因子の要素でございます、私有林の人工林面積が従来50パーセントだったものが、5ポイント上がって55パーセントに引上げられたと。そして残り20パーセントは、それぞれの市町村の林業労働者の人数ということになっておりましてそれについて変更はございませんが、そういった因子の変更による過程の中で、予算増額に至ったということでございます。以上です。

○委員長（下川園子君） 林業振興室長。

○林業振興室長（杉村政彦君） 失礼いたしました。間伐の箇所についての御質問でございます。

4記番予定をしております。林小班で申し上げますが、51林班、16小班、1.68ヘクター

ル。同じく、51林班の20小班、3.11ヘクタール。61林班の2小班、5.52ヘクタール。そして最後ですけれども61林班の4小班の3.60ヘクタールで合計、13.91ヘクタールという予定になっております。以上です。

○委員長（下川園子君） 小尾委員。

○7番（小尾雅彦君） この立木売扱の事業箇所は4か所で、13.91っていう面積は分かったんですけど、予定される220万8,000円の売上の根拠となる素材予定量というか、売扱予定量の答弁がなかったんですけど、把握されていますでしょうか。

○委員長（下川園子君） そのままの状態でお待ちください。林業振興室長。

○林業振興室長（杉村政彦君） お時間頂きました。

出材の際の根拠になる量ですけれども、間伐材の売払いに際し、針葉樹の一般材については50立方。そして針葉樹のパルプについては200立方。同じく針葉樹のパルプの薪材については50立方。そして広葉樹になりますけれども、パルプ材が60立方。そして広葉樹のパルプの薪材について、50立方ということで計算をしております。以上です。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありますか。細谷委員。

○3番（細谷誠君） 2点お願いします。

26ページ、18款、1項、11目、1節、占冠村むらびと基金繰入金、1,800万ほど増額していますがこの理由。

2点目、27ページ、20款、3項、2目、1節、家畜貸付金収入、こちら前年対比367万3,000円ほど增收していますが、この内容と件数をお願いします。

○委員長（下川園子君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） お答えさせていただきます。

予算書26ページ、占冠村むらびと基金繰入金を増額した理由ということでございます。

こちらの基金につきましては、地方創生、コミュニティの推進、そして子育てと人づくりの推進等の財源に充てることとされてございます。

新年度におきましては、子育てと人づくりの推進に必要な事業遂行の財源として必要な額を繰入れさせていただいたということでございます。

内容といたしましては、占冠保育所の運営費として1,100万円、トマム保育所の運営費として700万円、それから特別支援教育支援費用として800万円、合計2,600万円という内容となっております。以上でございます。

○委員長（下川園子君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 細谷委員の御質問にお答えいたします。

27ページでございます。20款、3項、2目、1節、家畜貸付金収入でございますが、内容といたしましては、令和2年度から令和5年度までの貸付分で、3経営体、8件でございます。

5年度の貸付金が増えたということで増額になってございます。以上です。

○委員長（下川園子君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（下川園子君） 質疑がないようですので次に進みます。

## ◎議案第21号（歳出1款・2款）

○委員長（下川園子君） 次に歳出について質疑を行います。

歳出の質疑は、議事日程記載のとおり、款ごとに行いますので、質問者はお間違えのないようお願いします。

初めに、予算書31ページから49ページ、1款、議会費、2款、総務費について質疑はありませんか。細谷委員。

○4番（細谷誠君） 6点ほどお願ひします。

まず、32ページ、2款、1項、1目、11節、役務費、広告料が前年より200万ほど増額しておりますが、この内容をお願いします。

2点目、35ページ、2款、1項、4目、24節、積立金、占冠村むらびと基金積立金の内容。

3点目、38ページ、2款、1項、7目、10節、需用費、修繕料の内容をお願いします。

4点目、46ページ、2款、3項、1目、12節委託料、地方公共団体情報システム標準化・共通化、これの内容を説明お願ひします。

5点目、46ページ、2款、3項、1目、13節、使用料及び賃借料、ガバメントクラウド利用料、新しい内容だと思いますが、この内容の説明をお願いします。

6点目、48ページ、2款、5項、1目、1節、報酬、調査員等報酬の増額の理由をお願いします。以上6点。

○委員長（下川園子君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） お答えさせていただきます。

32ページ、2款、1項、1目、11節、広告料約200万円の増加の理由でございます。こちらにつきましては、求人サイトへの専門職員の有料広告の新たな経費ということでございます。

2点目でございます。35ページ、2款、1項、4目、24節の積立金の内容ということでございます。

ふるさと納税につきましては、納税者が寄

附されるときに、その使用先を決めていただくわけでございますけれども、寄附者の使用先、使用希望先の一部をむらびと基金に積み立てるということになってございます。

昨年度は、ここの当初予算で862万円の計上とさせていただいております。本年度は、ふるさと納税の収入を2倍でみているということですので約2倍程度を見込んだという理由でございます。以上でございます。

○委員長（下川園子君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 予算書46ページ、2款、3項、1目、12節、委託料の地方公共団体情報システム標準化・共通化の事業内容について申し上げます。

これにつきましては、令和6年度から実施しております、自治体情報システム標準化・共通化に向けた環境整備のための事業であります。

令和7年度においては、標準化対象事業に係る自治体の情報システムについて、令和7年度までにガバメントクラウドを利用した標準化・共通化の本格稼働を行うため、データ移行や環境設定を行うものでございます。

これに関連しまして2款、3項、1目、13節の使用料及び賃借料のガバメントクラウド利用料でございますけども、これは今申し上げましたクラウド上で標準準拠システム等が利用できるよう、地方公共団体に対して提供されるクラウドサービスの利用料でございます。

この利用料については、デジタル庁に支払うものでございます。以上でございます。

○委員長（下川園子君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 議案書38ページ、2款、1項、7目、11節の修繕費の内容でございますが、地域情報通信基盤、分かりやすく言いますと、光回線関連の維持・修繕

費でございまして、主な内容は北電柱の移設、NTT柱の移設、また、国道の橋梁の架け替え等に係る移設に関わりまして必要な修繕費でございます。

48ページの2款、5項、1目、1節の調査員等報酬の増額理由でございますが、令和7年度は、5年に1度の国勢調査の年にあたりまして委嘱いたします調査員に対する報酬でございます。

今のところ18名程度になる予定ということでございます。以上です。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありますか。小尾委員。

○7番（小尾雅彦君） 2点質問したいんですが、33ページの総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費の負担金補助及び交付金額の富良野広域連合負担金、2億3,921万5,000円はそれぞれ消防、衛生、串内、給食にあてがわれると思うのですが、この内訳を教えていただけたらと思います。

あと、40ページの1項、総務管理費、8目の支所費の例年実施しています工事請負費、トマム地区の公園整備100万円の計上ですが、今年はどういった工事内容で予定されるのか伺いたいと思います。以上です。

○委員長（下川園子君） トマム支所長。

○トマム支所長（石坂勝美君） 小尾委員の御質問にお答えいたします。

予算書40ページ、2款、1項、8目、支所費、14節、工事請負費のトマム地区公園整備工事の100万円でございます。トマム地区公園整備事業につきましては、住民参加の取組として、ワークショップで検討された意見をもとに内容を決定しているところですが、令和7年度の内容につきましては今のところまだ決まっておりません。

今後、地域住民の皆様とワークショップ等

を開催して内容を決めていきます。

なお、昨年までは250万円ということで工事費を計上していたところなんですが、厳しい財政状況の中で新年度予算編成となつたことから、現状何をするのかまだ見えてないという中だったものですから、250万を付けることができなかつたんですけれども、ただ、今後の協議で内容が決まりましたら、必要があれば補正予算で予算をつけさせていただきたいと考えております。以上です。

○委員長（下川園子君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） 富良野広域連合の負担金の内訳ということでございます。

まず、管理費につきまして、463万5,000円。衛生センターで2,474万5,000円。串内牧場で2,053万8,000円。消防費で1億6,683万8,000円。学校給食センター費で2,487万円。合計で2億4,162万6,000円となりますが、こちらから広域事業の推進負担金、241万1,000円を減じまして、合計2億3,921万5,000円というのが、最新の負担金の内訳となっております。以上でございます。

○委員長（下川園子君） 小尾委員。

○7番（小尾雅彦君） 管理費436万円というのは、事務局の職員を派遣してますので、その分ということでおろしいでしょうか。

○委員長（下川園子君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） 共通経費と事務費、お見込みのとおりでございます。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありますか。木村委員。

○2番（木村一俊君） それでは、さつき予告しておいたものです。

38ページの2款、総務費、1項、総務管理費、12節の委託料のふるさと納税管理業務委託、この内容を教えていただきたいと思います。

それから39ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、7目、企画費、18節、負担金補助及び交付金のところで、住民活動推進事業というのがありますて、昨年100万円から今年は57万円と大きく減額されたわけなんですけども、この事業につきましては、本年度村政執行方針、13ページ、上から6行目（6）地域協働への取組として大きく扱われております、この中で、住民活動推進事業により住民の自主的な活動を支援し、地域協働が広がる村づくりを推進します。こう書かれて、村長の執行方針に載っている重点施策目標となっているわけなんですが、でも予算は減額されているんですけど、村長が張り切ってやっているのに、こんなに合計が変わることを考えないので、その辺の説明をお願いいたしたいと思います。

○委員長（下川園子君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 議案38ページ、2款、1項、7目、12節のふるさと納税管理委託業務、203万5,000円の内容でございますけれども、こちらについてはこれまで直営で行っていたポータルサイトの運用、返礼品の受注発注等について外部委託し効率的かつ効果的に取り組みたいと考えております。

委託先は、地域おこし協力隊の任期満了により起業する方と考えておりまして、令和6年度において地域おこし協力隊業務の中で、試行的にふるさと納税業務の一部を担っていただきました。

新年度において委託しても問題はなく、村内での経済循環が図られる、また、さらなる効果も期待できると判断したことから、新年度に向けて準備をしていくことといたしました。

多くの中間事業者よりも経費節減につながるものと考えております。

それから39ページの2款、1項、7目、18節、住民活動推進事業の減額ですけれども、こちらについては例年、各地域等々からの要望に速やかに応えられるように、あらかじめ一定程度の予算を確保しながら、申請があつた場合については即座に交付をしていくということで対応をしてまいりました。

昨今の状況を見ますと予算に執行残が出てきていた経緯もございまして、減額をしたというところが1点。

それから、この住民活動推進事業の中にトマムのクライミング事業、クライミングの方々からの申請に基づきまして補助をしていたんですけども、5年が経過いたしまして、トマム支所のほうでこの住民活動推進事業ではなく、クライミングの委託事業ということで、トマム支所費のほうに財源を振り分けている状況でございます。以上です。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありますか。木村委員。

○2番（木村一俊君） 住民活動費、村長張り切ってやれって言っているのに、それ減額して、ちゃんと了承取ったんですかね。

○委員長（下川園子君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 每年、新年度予算編成に当たっては村長査定がございまして、中身を精査した上で、村長の了解のもと、本議会に上程をさせていただいております。以上です。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありますか。大谷委員。

○1番（大谷元江君） 43ページ、2款、総務費、1項、総務管理費の中の12節、委託料、防災行政無線等保守点検業務委託料60万円と防災行政無線等整備業務委託料に2,860万。これから設置だと思うんですが、整備業務委託はいつ頃の予定で期間どのぐらいで

設置を予定しているのかと、あとこの保守点検業務委託料、これはこれから設置するものではない業務無線ということの点検委託料なのか、説明お願いします。

○委員長（下川園子君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） 43ページの防災行政無線の委託料の関係でございます。

60万円の保守点検業務委託料につきましてはお見込みのとおり、これから整備する防災無線設備の委託料ということでございます。

当初は最大でこの程度必要という金額でとっておりますので、必要に応じて減額させていただく予定でございます。

実際の防災無線の整備に関する委託業務が2,860万円のほうということでございます。こちらにつきましても年度内の早い時期に発注させていただきたいと考えております。

実際の作業日程につきましては、本当に短い期間で終わるんですけども、資材の調達に時間を要する可能性があるということでございます。いずれにせよ、早めの発注に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありますか。

ここで11時15分まで休憩します。

休憩 11時03分

再開 11時15分

○委員長（下川園子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1款、議会費、2款、総務費について、他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（下川園子君） 質疑がないようすで次に進みます。

---

## ◎議案第24号（歳出3款・4款）

○委員長（下川園子君） 次に、予算書50ページから62ページ、3款、民生費、4款、衛生費について質疑はありませんか。大谷委員。

○1番（大谷元江君） 51ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費の14節、工事請負費、小規模多機能居宅介護施設の温熱設備整備工事、357万2,000円の計上がございますが、どのような整備なのかと利用者に対しての影響はどのようなものがあるのか教えてください。

それと、54ページ、3款、民生費、2項、児童福祉費の12節、委託料の上から2番目、子育てレスパイトケア事業、11万という小さい金額でございますが、これはどのような事業なのか教えてください。

それと、62ページ、4款、衛生費、2項、清掃費の中の12節、委託料で、粗大ごみ収集運搬・破碎処理の350万の計上です。

これ令和6年度、量が多くなったということで追加補正して450万にした経緯がございます。100万円減額の予算になっておりますので、今後はもう少ないと見込んでの予算計上なのか教えてください。

○委員長（下川園子君） 福祉子育て支援課長。

○福祉子育て支援課長（岡崎至司君） まず、51ページの3款、1項、1目、14節、小規模多機能居宅介護施設温熱設備整備工事の内容でございます。

これに関しましては、とま～るのヒートポンプという、地下熱利用している暖房ですね、そのメンテナンスということで、とま～る今年で10年迎えまして、ヒートポンプも多少なり小さい修繕も入ってきてはいるで、老朽化もあるということで、今回、大規模なメンテナンスを行うということで予算を

計上しております。

ヒートポンプなので暖房冷房ということで、利用者の方には、そういう季節に関して寒い思い、暑い思いしないような時期を目指してやろうかなと考えております。

それと、54ページ、3款、2項、1目、12節の委託料、子育てレスパイトケアの事業ですが、レスパイトっていうのは、子育て中の親、ちょっと一人になりたい時間とか、そういうのがありますと、それを緩和するケアということで、今年は利用なかったんですけども、一昨年だと利用もありまして、そういう親の方ですね、一人で風呂入りたいとか、何か用事あるときに一時交流コーナーで預かりますという事業、一昨年やっていましたので、それも引き続き継続して行うということでございます。以上です。

○委員長（下川園子君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 大谷委員の御質問にお答えいたします。

予算書62ページ、4款、2項、2目、じん芥処理費、12節、委託料、粗大ごみ収集運搬破碎処理委託業務、350万円でございます。

こちらにつきましては委員おっしゃるとおり、令和6年度においても予算を増額補正をさせていただいております。当初予算において、予算額を設定する際にもなかなかごみの排出量が見込めないことから、前年度並みの予算ということで、7年度においても計上させていただいております。

毎年排出量が減ることを願ってはいるんですけども、どうも増える傾向にあるものですから、今までの傾向からいきますと、計上しております350万でも足りない可能性はあるかと思いますけれども、何とか排出量が減ることを願ってこの計上とさせていただいております。以上でございます。

○委員長（下川園子君） 大谷委員。

○1番（大谷元江君） 私もこの年齢ですので、一応終活っていう思いが入っています。

皆さん、占冠村は無料で収集してくださるので、特にその間にっていう概念が強いかなっていう思いが働きますので、初めから多く見積りって言うのもちょっと問題視される傾向があるかと思いますけども、これが50万ぐらい減っているっていうんなら、そうかなって理解はするんですけど、大きいほうの金額が減額という形になっていますので、今年度は補正という形もとる形になるのかと思いませんけども、ある程度、収集が続く間、こういう予算の仕方はどうかと感じますので、もう少し吟味していただけたらと思います。

○委員長（下川園子君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 大谷委員の御質問にお答えいたします。

予算の計上につきましては、過去の実績をもとに精査いたしまして、それに近いような数字で予算を計上するよう検討していきたいと思っております。以上です。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありませんか。細谷委員。

○3番（細谷誠君） 1点、59ページ、4款、1項、1目、27節、繰出金、水道会計、診療所会計、歯科診療所会計繰出金がそれ大きく増額しておりますが、この理由を伺います。

○委員長（下川園子君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 細谷委員の御質問にお答えさせていただきます。

59ページ4款、1項、1目、27節の特別会計の繰出金の増加理由でございますけども、まず、歯科診療所特別会計繰出金は、200万円の増額でございますけども、その主な内容は、人件費の増加分で268万1,000円の増。

また、今年度トマム診療所のトイレの扉の修繕を行いたいと考えておりますのでその費用が75万9,000円ということが主な増額理由でございます。

歯科診療所の特別会計の増額理由、360万円の増額でございますけれども、主な内容につきましては、診療報酬収入の減額で258万5,000円の減。

あと、人件費で63万5,000円の増というところで増額となっております。以上です。

○委員長（下川園子君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 細谷委員の御質問にお答えいたします。

同じく水道会計の繰出金の増額の理由でございます。

こちらにつきましては、簡易水道事業の費用であります科目の中では、予算額が減少している部分もありますけれども、総係費の中で、新たな委託業務1,160万円ほど予算を計上しておりますので、そちらの部分で増額ということでございます。以上です。

○委員長（下川園子君） 他に質疑ありませんか。木村委員。

○2番（木村一俊君） 50ページの3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費の12節の委託料、小規模多機能型居宅介護施設指定管理でとま～るの指定管理料ということで、短縮して出させてもらいますけども、今年度は100万とはいえ少ないんですけども、結局増額されているんですけども、村政執行方針の質疑でも聞いたんですけども、結局登録利用者がどんどん減ってきてるわけなんですけども、それに反して、この管理料というのが微増でもどんどん昔から見たら結構上がっているわけなんで、この辺どう考えていったらいいのかをお聞きいたします。

○委員長（下川園子君） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（岡崎至司君） 木村委員の御質問にお答えいたします。

3款、1項、1目、12節委託料のとま～るの指定管理料増額ということで、利用者が最近になって減ってしまった現状があります。

この指定管理料については主に職員費が結構長く占めているということで、職員を減らすということを今のところ考えてはおりませんので、追加で足りなくなった職員を募集したいという意味合いも込めまして、人件費、ここ近年増加しておりますので、その分の減額はしないということで考えております。

今後利用したいという方ちらほら聞いておりますので、その辺は対応できるような体制を整えていきたいと考えているところでございます。以上です。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（下川園子君） 質疑がないようですので次に進みます。

#### ◎議案第24号（歳出5款・6款・7款）

○委員長（下川園子君） 次に予算書63ページから72ページ、5款、労働費、6款、農林業費、及び7款、商工費について質疑ありませんか。小尾委員。

○7番（小尾雅彦君） 70ページです。農林業費について、2項、林業費の1目、林業振興費、14節の工事請負費で人工造林工事費604万1,000円の計上あるんですけど、主な施策の中身を見ると、事業規模は4.24ヘクタールということで記載がありましたので、どの箇所で、どのような樹種を人工造林するのかお聞きしたいと思います。

同じく、黒瀬の沢小規模治山工事で1,800万円の計上があるんですけど、この事業箇所

は過去に同様の補助事業を施行していて、工事は完了していると思うんですけど、どのような工事内容になるのか教えていただきたいと思います。

また、これなぜ代行事業で、道の施行にならなかったのか、小規模治山事業ですから、補助率で5割の補助の内容なんですけど、これ従前でいくと8割ぐらいの補助があったと思うんですけど、この辺の経緯についてお聞きしたいと思います。

細かいんですけども、18節の負担金補助及び交付金内の8項目に括弧書きで譲与税事業って記載があるんですけど、これ譲与税があてがわれているっていうようなことの意味合いなのか教えていただきたいと思います。

もう1点、75ページの商工費です。1項、商工費の2目、観光費、12節の委託料で、占冠村協働型地域おこし協力隊受入れ業務646万3,000円の新規の計上んですけど、これはどのような業務を予定しているのか教えていただきたいと思います。以上です。

○委員長（下川園子君） 林業振興室長。

○林業振興室長（杉村政彦君） 小尾委員からの御質問です。

69ページ、最下段、6款、2項、14節、工事請負費の人工造林（新植）工事の工事内容についてのお尋ねでございます。

箇所、記番は4記番ございます。3林班の24小班、面積が1.69ヘクタールでカラマツを植栽する予定でございます。

併せて3林班の82小班、0.30ヘクタール、ここについては、イタヤカエデを植栽する予定でございます。

続きまして、4林班の12小班、面積が1.27ヘクタールでカラマツを新植する予定でございます。

最後に53林班の17小班、面積0.98ヘクター

ル、ここについては、アカエゾマツを植栽するということで、合計で4,24ヘクタール、カラマツについては合計5,920本、イタヤカエデについては800本、アカエゾマツについては1,960本の植栽の予定でございます。

次の御質問です。70ページ、6款、2項、14節、工事請負費の黒瀬の沢の小規模治山工事の内訳、あるいは予算の内容についての御質問ですが、ここで委員長にお計らいを頂きたいのですが、口頭ではなかなか現地の被災の状況などの災害の状況の説明も抽象的になりますので、あらかじめ位置図と写真を準備してまいりましたので、それに基づいてご説明をさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（下川園子君） 資料配付の許可をいたします。

（資料配付）

○林業振興室長（杉村政彦君） ありがとうございます。それではお手元に配付をいたしました資料に基づいて、ご説明をいたします。

令和7年度小規模治山事業位置図ということで、1ページ、中央地区の黒瀬の沢の事業実施箇所が黒丸で記載をしておりますが、その次のページ、2ページ、航空写真を御覧頂きたいと思いますが、これが現地の航空写真上空から見たものでございます。

南北縦に少し斜めになっていますけれども、うっすら沢が入っている状況が見てとれるかと思います。それで、3ページの写真のページで申し上げますと、写真集の1ページの1番、2番、3番を御覧頂きたいと思いますが、1番では1番、2番、3番とも山腹にクラックいわゆる亀裂ですとか、裂け目が入っている状況写真でございます。

とりわけナンバー2のところでは、約20セ

ンチの深さに達している。ナンバー3の写真では、亀裂が連続して発生をしているというのがうっすら、手前のほうに向かって、溝が掘られているような状況、そういうのが確認をすることができるかと思います。いわゆる林地の崩壊の前兆と言えるのかもしれません。

次に写真集の2ページ、御覧頂きたいと思いますが、4番目でこれは手前のクラックが、亀裂が開いて口を開いて、谷側のほうが全て落ちているという状況の写真でございます。

写真中央部からちょっと下のところです、そのところに段差ができているということで、いわゆる地滑りの前兆状態かと思われます。

同時に次のページ、写真集の3ページ御覧頂きたいと思いますが、ナンバー7です。要するに水路がございまして、その水路の模様の写真ですけれども、水路のトラフの護岸をしているわけですけれども、この擁壁が擁壁としての機能を果たせなくなってきたということは、本来、護岸を守るべきところが、既に流水の水たまりができる大きく削られて陥没している状態でございます。

したがいまして、これは擁壁の基礎あるいは土台の部分が既に削られて、水路の水が浸入をして、そしてこの水たまりができるてしまっているということで、先ほど御説明をしました地滑りなどの影響なども受けて、このように土壤の変化、山腹の変化が水路にまで及んでいるという状況でございます。

その下、ナンバー9、この写真についても同様に擁壁の守られるべき護岸の方向、山側の方向が同様に深さ60センチ程度の陥没が生じているということの写真でございます。

次に4ページになりますが、ナンバー10も

同様に深さ20センチ程度の状況。

11番は先ほどの擁壁の写真を別方向から撮ったもの、深さをイメージすることができるかと思います。

12番についても、同様に深さ30センチ程度の隙間が生じていると、深さですね、という状況になってございます。

5ページの1番下段、15番ですけれども、この右側の擁壁が、微妙に左右にたわんでいる状況が御覧頂けるかと思います。

先ほど申し上げましたように、地滑りの関係でこの擁壁も押されたり、あるいは引っ込んだり、陥没したりと、護岸の部分がそういうダメージを受けているということが想定されます。

以上のような現地の状況になってございますので、北海道の小規模治山事業という事業区分を使いながら、事業の目的は、国庫補助の対象にならない、荒廃林地を復旧整備する事業ということで、林地の崩壊や地滑りによる災害の発生を予防することを目的とするものであります。

予算については、現地は保安林ではございませんので、保安林の事業には該当しません。道の補助金を充てて、残金については、過疎対策債を充てるということの内容で進めてまいりたいと考えております。

次の御質問でございますが、同じく、70ページの18節、負担金補助及び交付金のそれぞれ説明の中で（譲与税事業）ということで記載しております。

委員、御指摘のとおり森林環境譲与税を活用して、それぞれの8つの事業に当たってまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（下川園子君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 議案書75ページです。7款、1項、2目、12節委託料、占

冠村地域協働型地域おこし協力隊受入業務646万3,000円の内容でございますが、令和7年度より、占冠村協働型地域おこし協力隊を設置し、村は隊員に委嘱、観光協会と受入れに関する委託契約を結び、地域協力活動を進めていくこととしております。

昨年より、協力隊を観光協会のほうに派遣をしておりますが、昨年度との大きな違いは、雇用形態が村との雇用契約から観光協会職員としての雇用となる点でありまして、勤務日や勤務時間のシフト制、時間外勤務命令などの事務手続等々、協力隊としての活動がスムーズになるものと考えております。

地域協力活動の具体的な内容につきましては、村の観光情報の収集と発信、村の観光資源の発掘、掘り起こし、イベントの企画運営、観光客誘致促進に向けた企画立案、観光プロモーション事業の実施、観光協会の管理運営業務、その他観光協会の目的達成に必要な業務としております。以上です。

○委員長（下川園子君） 林業振興室長。

○林業振興室長（杉村政彦君） 先ほど黒瀬の沢の小規模治山工事の関係で、委員御質問の際に、補助率の関係で、以前は8割ということになっておりましたけれども、現在は5割ということになってございますので、申し上げておきたいと思います。以上です。

○委員長（下川園子君） 小尾委員。

○7番（小尾雅彦君） この黒瀬の沢小規模治山工事資料まで提示していただいて、内容については理解したんですけども、流末処理は鵠川まで水路が続いているんですよね。総合グランドの近辺だとか、この辺どうしても屈折して折れ点になっているところはよく土砂の上部からの流出でオーバーフローする場所なんんですけど、やはり水路が長いので、この際ですから他の流末の分の土砂も堆積して

いるようですから、ちょっと点検をお願いしたいのと、保全対象が民家もありますので、その上流の石勝線の線路の上手のほうの現地も私が見る限りは、大分崩れているところもあったので、その辺も振興局のほうにも見ていただいて、本当に大丈夫かどうかっていうのをこの際ですから、点検していただきたいと思います。以上で終わります。

○委員長（下川園子君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 小尾委員の御質問にお答えいたします。

実はこの黒瀬の沢の小規模治山事業でございますけれども、北海道のほうにも相談も行きましたし、治山担当の職員も現地に入っていただいております。

今回占冠村として、令和7年度予算承認されましたら、調査、実施設計、委託業務発注するんですけども、その中で上流下流含めて点検をしていただいた上で、事業を進めていくということでございます。

当時、この今回の写真をお見せした場所は昭和62年施行、63年、61年、そのぐらいの時代の施行でございまして、当時村道がまだ旧火葬場に向かう村道がありまして、ヒューム管がかかっていた場所があるんですけどもそこについては、現在、護岸工入ってないんです。

振興局の係長からは、そこに、小尾委員言われるように、土砂が流れてくるので、土砂上げるような工夫をしてはどうだというアドバイスも頂いておりますので、そちらについても対応したいと思いますし、上流部の北海道施行の治山施設についても、昨年度から嵩上げについても事業対象ということになってございまして、振興局治山担当も上流含めて流域には民家もありますし国道もありますし、費用対効果が十分に見込めるということ

で、事業の候補地ということで、令和7年度すぐには実施はできないと思いますが、近い将来、実施をしていただけるものと思っております。以上です。

○委員長（下川園子君） 他に質疑ありませんか。藤岡委員。

○5番（藤岡幸次君） 1点、質問させていただきます。

71ページ、6款、2項、1目、18節のバイオマスのエネルギー促進関係の要するに薪割り機ですか、これ500万ということで、積み上がっているかと思うんですが、非常に薪割り機というイメージからすると、我々のイメージだと非常に高額だというイメージなんですが、具体的にどのようなもので、どのような効果を狙い、これによってこういうことが非常に効果的なんですよというようなものがあるはずなので、その辺の説明いただきたいと思います。

○委員長（下川園子君） 林業振興室長。

○林業振興室長（杉村政彦君） 藤岡委員から御質問頂きました、71ページ、6款、2項、18節の木質バイオマスエネルギー生産促進事業補助金、500万円の関係でござります。

まず、機械の関係ですけれども、薪割り機と申し上げましても、事業用の薪割り機ということで、海外からの輸入機械でござります。

薪割り機の機能でございますが、薪の原木をベルトコンベヤーのほうに載せて、そして玉切りをして、一定の規格にそろえて、そしてそろえたものを割っていくということで、いわゆる私どもがイメージする薪割り機というよりは、プロセッサー型と申し上げましょうか、その一環工程で翼を広げるという言い方はちょっとイメージしづらいかもしれません

んが、手を広げるような形で折り畳んだものを広げてベルトコンベヤーから、そして玉切り、そして薪割りをしていくと、そういうような機械のイメージをしていただければと思ってございます。

いずれにしましてもその目的は、いわゆる占冠村内における木質バイオマスエネルギーを安定的に生産体制を確保して、そして低炭素社会の構築、いわゆる占冠村で宣言をしましたゼロカーボン宣言に寄与するのと同時に、地域経済の活性化を図っていくという考え方でございます。以上です。

○委員長（下川園子君） 藤岡委員。

○5番（藤岡幸次君） 今の関連で再質させてください。

要するに、非常に機能的な単純な薪割り機という物ではないんだということは分かったんですが、問題はそれによってどんな効果を見込んでいるのか。

例えば今、1立米、10立米でもいいでしょうか、仮に半日分の木をつくるのに、人工的に玉切りする人、薪割り専門で係る人、というような形でやっていたんだけども、これを入れることによって、例えば生産量は10倍になり、人は一人で済むとか何かそういうシミュレーションがあるはずなので、その辺のところ聞かしてください。

○委員長（下川園子君） 林業振興室長。

○林業振興室長（杉村政彦君） 当然、高性能の機械を導入をいたしますので、省力化を図ること。そして、製品を生産するに当たって、効率性を高めるということ、効率性を高めるということの中身は、省力化あるいは、人手をなるだけ省く、あるいは生産性を高めるということで、短時間の中で今まで以上にこれまでと比較をして薪の生産量を高めていくことの目標を掲げております

す。

まだ機械の完全な選定が進んでないものですから、機械のスペックですとか、そういうものがまだはっきりしておりませんので、委員御指摘のとおり、機械の導入の目的が達成できるように、機種の選定に当たってまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（下川園子君） 質疑の途中ですが、ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○委員長（下川園子君） 午前中に引き続き会議を開きます。

なお、先ほど木村委員より早退届が提出され、午後の会議を欠席いたしますので、報告します。

午前中に引き続き5款、労働費、6款、農林業費、7款、商工費について質疑はありますか。細谷委員。

○3番（細谷誠君） 68ページ、6款、2項、1目、10節、需用費の修繕料の内容について伺います。

もう1点。75ページ、7款、1項、2目、18節、負担金補助及び交付金のふるさとま祭り運営補助金、これ前年度の半分になっていますが、この理由を伺います。

○委員長（下川園子君） 林業振興室長。

○林業振興室長（杉村政彦君） 細谷委員からの御質問にお答えをいたします。

68ページ、6款、2項、1目、10節、需用費の修繕料についての御質問です。

箇所については、鬼峠線の林道を念頭に置いておりまして、所管事務調査でも議員御覽になられているかと思いますが、令和6年度の修繕箇所については御覧頂きましたけれども、引き続き、鬼峠線の終点まで、全線修繕の必要な箇所についてメンテナンスを行って

まいりたいと考えております。

気象災害によって受災をした林道でございますので、それが災害復旧ということでなりました。

したがいまして、今後きちんとしたメンテナンス、維持修繕を行っていくということで、まずもって鬼峠線については側溝の整備、土砂の掘削運搬並びに横断排水施設の土砂の掘削運搬など、そして掘削した土砂については運搬ということで見込んでおります。

併せて、鬼峠線以外の林道についても、林道の路面排水等の修繕ということで、横断排水溝の同じく、土砂の引上げ等を考えているところであります。以上です。

○委員長（下川園子君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 議案書75ページ、7款、1項、2目、18節、ふるさと祭り運営補助金の減額理由でございますけれども、昨年はふるさと祭り第50回目の節目の開催ということで、北海道の地域づくり交付金を活用しながら、例年よりも盛大なお祭りを企画いたしました。

令和7年度は通常開催となるため補助金を減額しているということでございます。

○委員長（下川園子君） 小尾委員。

○7番（小尾雅彦君） 先ほどの細谷委員の質問に関連してなんんですけど、この修繕料の鬼峠線の補修については、冬季間、国有林の事業で除雪して、造材やられている現状があるんですけども、この箇所については、修繕に入る前にやっぱり国有林の事業で、除雪してまで運材をかけていますから、やっぱり鬼峠線の損傷も多少あると思うので、その辺は事前に確認等そういった国有林サイドとの打合せされて、村の村費での修繕に当たるっていうような方向で確認していただきたいと思います。以上です。

○委員長（下川園子君） 林業振興室長。

○林業振興室長（杉村政彦君） 今、御指摘のありました国有林との関係についてでございます。

委員御指摘のとおり、先週、電話連絡を頂きまして、国有林の事業について完了したということで連絡を頂いているところです。

その際に、森林管理署の路網担当ともお話をさせていただきまして、融雪後、国有林が主に路線として活用いたしました鬼峠線については、融雪の状況を踏まえて、路面状況も双方で確認をさせていただいて、そして修繕の要があるということになった際には、再び協議をさせていただきたいということのお話をさせていただいて、先方のほうからも了解を頂いておりますので、そのような形で進めてまいりたいと思っております。以上です。

○委員長（下川園子君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 先ほどの細谷委員の質問に補足をさせて頂きたいですが、ふるさと祭りの運営補助金の関係ですけれども、先ほど説明いたしました、地域づくり交付金については、事業実施主体である実行委員会に交付されます。

交付金が交付されるまでの間、実行委員会に財源がないものですから、村が一度運営補助金を交付し、北海道から交付金が実行委員会に入った後に、村のほうに戻入にされるという仕組みになってございます。ですので、先ほど半分になったというお話をされましたけども、令和6年度の予算額を大きく膨らんでいるように見えますが、実際は、例年とそんなに大きな予算額ではなかったということで補足させていただきます。以上です。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありませんか。大谷委員。

○1番（大谷元江君） 69ページです。農林

業費、林業費の12節、委託料、村内事業者PRパネルデザイン委託業務33万円の計上がございますが、村内事業者ですのでPRするのは大いに結構なんですが、どのようなデザインでどこに設置されるのかの計画があるのかお聞きします。

○委員長（下川園子君） 林業振興室長。

○林業振興室長（杉村政彦君） 69ページ、6款、2項、1目の12節、委託料の中で、69ページの村内事業者PRパネルデザイン委託料ということで、実際に委託していただくのは、現在地域おこし協力隊で、来年度起業する方に対して委託をするという考え方でございます。

先ほどふるさと納税の関係で、ホームページなどの更新、デザイン、そういったものも、その起業される方に委託をするということになっておりますけれども、同様の方に考えております。

このパネルは、駅前物産館の1階にパネルを展示をして、村内の農業者の皆さんなどの紹介というような内容でPRのパネルを作成をするという考え方であります。以上です。

○委員長（下川園子君） 大谷委員。

○1番（大谷元江君） 今の内容は新規で事業を起こされる企業のイメージでよろしいんですね。

ただ、道の駅に昔から24時間トイレのほうにある、道の駅のショッピングモール内の事業者のパネルがあるんですが、あれはもうかなり前から同じでもう閉鎖されている店とかの表示も入っていて、ちょっと情けないなあという感じがしているんですが、その辺のパネルの変換とかは考えてないんでしょうか。

○委員長（下川園子君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） ただいまの御質問ですが、申し訳ありません。

私、どのパネルのことを今、大谷委員が言わわれているのかがぱっと出てこないもんですから、中身を確認させてもらいまして、対応のほうはさせてもらいたいと思います。

○委員長（下川園子君） 大谷委員、もう一度説明お願いします。

○1番（大谷元江君） 24時間トイレの図書館との間の駐車場にある看板、あれもショッピングモールができた時点での表示看板だと思うのですが、その辺がもう30年近くたつて、中に入っている業者も全然違っている状況だと思うんですが、そういうところからもちょっと変更が必要なんじゃないのかなというふうに、このPRパネルって出たもんですからそこら辺の変換がされるのかなと思ったら全然違う感じですので、そういうところも一考できないのかなと。

○委員長（下川園子君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 場所と物は理解いたしました。それで、場所に建ててある看板については、立てたのは村ですが、今現在、看板のほうは更新をしておりまして、今ある店舗のみ掲載しているという状況になっております。看板はそのままなんですが、なくなった店舗等は外してあります。ですので、今現在ある店舗のみ看板のほうには掲載しているとこです。

○委員長（下川園子君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（下川園子君） 質疑がないようですので次に進みます。

#### ◎議案第24号（歳出8款）

○委員長（下川園子君） 次に、予算書76ページから80ページ、8款、土木費について、質問はありませんか。藤岡委員。

○5番（藤岡幸次君） 二つほど質問いたします。

77ページ、8款、1項、3目の14節の1億5,700万の4か所の占川の橋梁から始まり、林友橋、東5号線橋、11号線橋とそれぞれ補修工事を今年度計画ということで合計1億5,700万とかなり大型の財政出動になるかと思うんですが、こちらの補修、これは令和7年度の単年度の工事で終わる部分なのか、1期工事、2期工事的に続いていくものなのか、そちらについてまず伺いたい。

単年度であれば、いつ頃から着工し、いつ頃の完了を目指にするのか、併せてお伺いしたいというのが1点目です。

続きまして、79ページの8款、3項の14節です。工事請負費の中の村営住宅改修工事で4,510万。確かにこれトマム団地の火災起きたところの建て替え工事ということで説明を受けたかと思うんですが、1棟が2戸あり、片方の家が焼けました。それで片方解体、完了までが今現段階かと思うんですが、今度そのうちの1棟を建てるんだということだと思うんですが、私素人ながら、ざっと見て4,500万って、箱的なものを想像すると随分高額だなと思うんですが、どんな建物をイメージされているのか。今まであったものの復元というイメージなのか、全く違うんですよと、もっと本格的に立派なものを建てるので4,500万という金額を計上しなければできないんだということなのか、またまた、いろいろ資材高騰等により、このぐらい見といて、もっと少ない金額で終わる可能性も十分あるんだけど取りあえずこのぐらいの予算は見たいんだということなのか、その辺の内訳について、ちょっと聞かせください。以上2点お願いします。

○委員長（下川園子君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 藤岡委員の御質問にお答えいたします。

8款、1項、3目、橋梁維持費、14節、工事請負費の内容について、工期について御説明いたします。

まず、橋梁ごとに御説明させていただきます。

まず、占川橋の橋梁補修工事、こちらにつきましては、令和7年度で終了予定でございます。

次に、林友橋橋梁補修工事、こちらにつきましても、令和7年度で終了予定でございます。

次に、東5線橋橋梁補修工事、こちらにつきましては、令和7年度から令和8年度を予定しております。

最後、11号橋橋梁補修工事につきましては、令和7年度から令和8年度の事業で予定しております。

工期については、いずれの橋も北海道が管理する河川敷地にあるものですから、そちらの許可の条件として、渇水期での条件が付けられることがありますので、発注時期については、11月の上旬から中旬ぐらいを予定して、完了日を3月の中旬ぐらいまでということで考えております。

次に、79ページでございます。8款、3項、1目、住宅管理費、14節、工事請負費の村営住宅等改修工事、4,510万円でございます。こちらにつきましては、建物自体は、今まであったものと同じ形、復元というような形で建設をする形になります。

4,510万円ということで、高額な工事費なんですかけども、こちらにつきましては、議員おっしゃるとおり、人件費ですか、資材費の高騰によって、今かなり工事費的に高騰しているものですから、その分余裕を持った

形で、予算のほうは計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありませんか。小林委員。

○6番（小林潤君） それでは1点お伺いいたします。

予算書77ページ、8款、土木費、1項、道路橋梁費、3目、橋梁維持費の12節、委託料で調査測量設計委託料で249万7,000円計上されておりますけれども、これの内容についてお伺いいたします。

○委員長（下川園子君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 小林委員のご質問にお答えいたします。

8款、1項、3目、12節、委託料の249万7,000円の内容でございます。

こちらにつきましては、村内にあります橋梁において、P C Bが含有された塗装を使っている橋梁があるかもしれないというところなんですけれども、それが該当する年度に架けた橋が、昭和41年から昭和49年に架設された橋にその塗料を使っている可能性があるということで、昨年、我々もこのことを認識するのがちょっと遅かったんですけれども、そのことを知りまして、令和7年度で予算措置をしたところでございます。

該当する橋梁の数が7橋あります。7橋のうち、今回予算計上していますのは、5橋について予算計上をしております。

残りの2橋については、関係機関との協議がまだ整っておりませんので、関係機関との協議が終わり次第、大変申し訳ありませんけれども、補正での対応とさせていただきて、予算を計上させていただきたいと思っております。

もしこのP C Bが確認されれば、令和8年度末までに、この塗料を処理しなければいけ

ないということになっております。ですので、仮に1橋でも確認されれば、令和8年度においては、その塗膜の除去の工事費等は、予算計上していかなければならないと思っております。以上でございます。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありませんか。細谷委員。

○3番（細谷誠君） 先ほどの藤岡議員の質問に被るんですけども、77ページ、8款、1目、3項、14節、橋の件ですけども、令和6年占川橋は3,000万ですかね、林友橋に関しては1,800万使っておりますけれども、どういった内容で行っているのか、工事の内容ですね。

それと、今年度の工事の内容をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○委員長（下川園子君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 細谷委員の御質問にお答えいたします。

橋梁補修工事、それぞれ4橋についての補修内容について御説明いたします。

1橋ずつ御説明させていただきます。まず、上から順番に占川橋のほうから7年度の補修内容について御説明いたします。

床版工こちらにつきましては、断面修復、橋の皆さん通られる部分なんですけれども、そこの断面修復とひび割れの補修です。

それと、伸縮装置工、伸縮装置の取り替えということで、橋と橋のつなぎのところに伸縮装置というのがあるんですけども、そちらの取り替えになります。

それと、橋面工で橋面の防水工を行います。

それと、高欄と地覆、高欄と地覆というのは両サイドについていますガードレールというものですけど、地覆はその下についていますコンクリートの工作物なんですけれども、

その断面修復工と防護柵の部分の補修工を予定しております。

それに伴いまして、工事の中で仮設工として吊り足場を予定しております。吊り足場というのはその工事をするために足場を架けないとできないものですから、吊り足場を見ております。

続きまして、林友橋です。林友橋につきましては、上部の塗装になるんですけれども、こちらは床版の下に、H鋼の主桁があるんですけど、そのH鋼の主桁の塗装の塗り替えでございます。

それと、床版工、断面修復とひび割れ補修工です。

それと、伸縮装置の取り替えと橋面防水工、高欄、地覆の断面修復工と防護柵補修工と仮設工で吊り足場でございます。

続きまして、東5線橋です。こちらにつきましては、下部工の断面修復、ひび割れの補修工、支承工で支承の取り替えとモルタル補修工、それと高欄、地覆の断面修復工と仮設工で、吊り足場と水替工を見ております。

続きまして、11号橋です。11号橋につきましては、上部塗装、これも同じように床版の下の主桁の部分の塗装の塗り替えになります。下部工につきましては断面修復工、支承の取り替えとモルタル補修工と護岸護床工としまして護床工、橋台の川の部分に接している部分なんですけれども、その橋台を守るために根固めブロックを行う内容になっております。

それと、仮設工としまして、足場工と水替工という内容になっております。以上でございます。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありませんか。大谷委員。

○1番（大谷元江君） 76ページ、8款、土

木費、道路橋梁費の10節、需用費の修繕、1,102万5,000円。

それともう1か所、78ページ、8款、土木費、3項、住宅費のこれも10節の需用費、修繕料、1,414万7,000円の計上がございますが、二つともどこをどのように修繕されるのか、お願いします。

○委員長（下川園子君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 大谷委員の御質問にお答えいたします。

8款、1項、1目、道路維持費、10節、需用費の修繕料1,102万5,000円の計上でございます。

修繕につきましては、主に除雪トラックですとか、タイヤショベルを2台保有していますので、そういった部分の車検ですとか、修繕に関係する部分の計上と、村道の舗装の修繕、部分的な修繕になりますけれども、そういった修繕と、道路側溝の修繕で今年度予算を計上しているところでございます。

78ページの8款、3項、1目、住宅管理費の10節、需用費、修繕料の計上につきましては、こちらにつきましては、住宅の修繕になります。

退去された、住宅の修繕ですとか、そういった部分の修繕になりまして、予算額を計上しているところでございます。

新たに何か、それ以外の修繕ということではなくて、住宅環境を良くするための修繕の経費ということで計上させていただいております。以上でございます。

○委員長（下川園子君） 大谷委員。

○1番（大谷元江君） 78ページの住宅の修繕費、退去した後はかなり修繕しなくちゃいけないことは分かりますが、何戸ぐらいの予定をされているんでしょうか。

○委員長（下川園子君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 大谷委員の御質問にお答えいたします。

戸数的に何戸という把握はできないものですから、その都度、退去された後の修繕、それから退去されてから、かなり年数経過して空いている住宅もございますので、そういう部分に入る方については事前に修繕ということで考えておりますので、御理解頂きたいと思います。以上です。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（下川園子君） 質疑がないようですので次に進みます。

#### ◎議案第24号（歳出10款）

○委員長（下川園子君） 予算書80ページから93ページ、10款、教育費について質疑はありませんか。藤岡委員。

○5番（藤岡幸次君） 87ページ、10款、3項の14節、避難所、工事請負費の8,000万、事前説明の中で避難所から中学校の工事にまつわる予算ということですが、長いこといろいろと待ちに待ってやっとここに手かけられるかという予算かと思うんですが、これをやるにあたって、我々昨年、いろいろトイレ等々の問題が起きた時に排水の問題が起きた時に見させていただいた中で、排水路の問題が何点かありそうだというような問題があつたかと思うんですが、この中に特に排水路の予算計上は書いてないようなんですが、当然トイレやりますからそこにつながっていくわけなんで、一番の問題点は確かあのときの説明を受けた中では、下水管へのアクセスの傾斜、勾配っていうかな、十分な勾配をとるのが難しいというような説明があったかと思うんですよ。多分、その工事を合わせて多分こ

れだけやってしまってそっちのほうの改修等々やらなければ、また次の手当てをしなきゃならないかと思うので、多分その辺を考えられて予算も計上もされているのかと思いまして、その辺の下水へ至る、もろもろトイレ設備、玄関スロープの話はもとより、そこのほうの一番終端の部分のエンドの部分にかけての処置についてどのような計画をされておられるのか、説明をいただきたいと思います。

○委員長（下川園子君） 教育次長。

○教育次長（木村恭美君） 藤岡委員の御質問にお答えいたします。

予算書87ページの10款、3項、中学校費、学校管理費の14節、工事請負費の中の中学校の排水の関係です。

全員協議会の中でも大谷委員の質問がありましたので、その時、回答しておりますが、この中には屋外排水改修も入れてござります。

内容としましては、藤岡委員おっしゃられたとおり、勾配の問題があるということから、それを解消するために排水ポンプを設置する形で、トイレ改修を進めていきたいと考えております。以上です。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありますか。小尾委員。

○7番（小尾雅彦君） 85ページです。小学校費も中学校費もそれぞれ需用費で光熱水費の計上があるんですけど、これ金額が昨年とほぼ同額でありますて、6年度の予算で各学校の教室にエアコンが念願叶って設置されました。

エアコンの設置に伴って、光熱水費は少なからず上がっていくかと思うんですけど、これは実際使ってみないと分からないということで、今後の補正計上もあるかとは思うんで

すけど、聞くところによると、コミプラのホールのエアコン設置でも、やっぱりエアコンを設置したことによって多額の光熱水費が掛かったように聞いておりますので、少なからず各学校のエアコンの設置に伴う経費の増大は予想されます。

せっかく快適に付いたので、通常どおり使っていただきたいんですけど、ある一定程度の決まりを設けないと、青天井に光熱費が掛かってしまうとやはり限られた予算の中で目を見張るような、そういう増額にもなりうる可能性があるので、決まりを設けてはいかがかなとは思うんですけど、温度設定だとか、そういう軽微な面での決まりということで、教育委員会としての何かお考えがあるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（下川園子君） 教育次長。

○教育次長（木村恭美君） 小尾委員の御質問にお答えいたします。

85ページ小学校費、学校管理費の需用費、光熱水費ほか中学校費についてもなんですかれども、エアコンの設定温度ということで、文部科学省では学校における快適な学習環境を確保するためにエアコンの設定温度についてのガイドライン、学校環境衛生基準というものを示しております。

通常夏季においては、エアコンの設定温度を28度程度に保つことが推奨されております。この設定温度につきましては熱中症予防や、省エネルギーの観点からも重要ということであります。

また、学校では生徒の健康を考慮し、特に熱中症にリスクが高まる時期には適切な温度管理が求められております。

これらを踏まえまして学校のエアコン設定温度については、快適さと健康安全性、省エネルギーを配慮した基準が設けられておりま

すので、これらを留意しながら使用していただきたいと各学校で利用していただきたいと考えております。

また、光熱水費につきましては、小尾委員おっしゃるとおりエアコン設置によってどの程度、電気料上がるかちょっと試算が難しい状況でした。

今、補正予算で中学校費の光熱水費につきまして80万円減額している部分もありますので、必要に応じて補正を組ませていただきたいと考えておりますので、御理解頂きたいと思います。

○委員長（下川園子君） 小尾委員。

○7番（小尾雅彦君） 付け足しで申し訳ないんですけど、ちなみにコミプラのホールのほうの今年度の対処策として、やっぱり同じような設定を設けてということで、そういう取組がされるかどうかを再度お聞きしたいと思います。

○委員長（下川園子君） 教育次長。

○教育次長（木村恭美君） 小尾委員の質問にお答えいたします。

コミプラのほうでもやはり28度設定をお願いしたいところではありますけれども、こちらも利用者の熱中症のリスク等がございますので、管理人もおりますので、その辺を注視しながら適切な温度管理をしていきたいと思います。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありませんか。小林委員。

○6番（小林潤君） 91ページ、10款、教育費、4項、社会教育費、3目のコミュニティプラザ管理費、22節、償還金、利子及び割引料ということで、昨日の教育行政執行方針の質疑のときにも、教育長、小尾議員の社会教育施設の整備ということで、コミプラの机の更新は今年度やりますということで答弁あつ

たかと思います。

この利子の償還ですから何らかの借金と想像つくんですけども、具体的に机を購入する、備品、17節が計上されていないので、どういうような形で進んでテーブルを購入するのか、その流れを確認したいと思います。

○委員長（下川園子君） 教育次長。

○教育次長（木村恭美君） 小林委員の御質問にお答えいたします。

91ページ、10款、4項、3目、コミュニティプラザ管理費の中の22節、コミュニティプラザ機更新償還利子、2万8,000円の内容でございます。

こちらにつきましては、北海道備荒資金組合の譲渡事業を活用するものでございます。

備荒資金組合が一旦机を購入し、後に村が譲渡を受け、その代金として利息を付し、5年間で支払う事業でございます。

この事業につきましては、予算書の第2表、債務負担行為で令和11年度までとさせていただいている事業でございます。

机そのものにつきましては、7年度中に納入される予定でございまして、今の予定では、譲渡時期が令和7年5月ということで連絡を受けております。以上です。

○委員長（下川園子君） 小林委員。

○6番（小林潤君） 確認ですが、例えば第2表のコミュニティプラザ備品整備事業の債務負担行為で、令和7年から令和11年までの5年間で、譲渡した分として利息と元金で5年間で358万3,000円を支払って、机が令和7年に備えられるんですけども、これが終わってうちの物になるという理解でよろしいんですね。

○委員長（下川園子君） 教育次長。

○教育次長（木村恭美君） 小林委員のお見込みのとおりでございます。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（下川園子君） 質疑がないようですので次に進みます。

## ◎議案第24号

### （歳出12款・13款・14款・15款）

○委員長（下川園子君） 次に予算書93ページから95ページ、12款、公債費、13款、諸支出金、14款、職員費及び15款、予備費についての質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（下川園子君） 質疑がないようですので次に進みます。

## ◎議案第24号（全般）

○委員長（下川園子君） 最後に一般会計歳入、歳出を通して予算書1ページから、111ページ全般について質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（下川園子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（下川園子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第24号、令和7年度占冠村一般会計予算の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（下川園子君） 起立多数です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可

決されました。

### ◎議案第25号

○委員長（下川園子君） 次に、議案第25号、令和7年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算の件を議題とします。

これから質疑を行います。

質問者はページ数を明らかにして発言してください。

質疑はありませんか。細谷委員。

○3番（細谷誠君） 大きく二つです。

まず一つ目、国保7ページ、1款、1項、1目、国民健康保険税について、3点ほどお伺いします。

医療給付費において、資産割をなくしましたが、どのような効果をもたらすのか説明をお願いします。

2点目。前年度より、561万6,000円減ということで、国民健康保険税全体ですね。

加入世帯、被保険者数において、約3割減少したことが要因と考えられますが、少ない分母で村の国保を支えることは、運営にいろいろと問題、影響が発生することが考えられます。これについての見解を伺います。

3点目、今後保険税の上昇による収納率低下が推定されますが、対応を伺います。

あと、大きくもう1点です。国保10ページ、1款、1項、2目、18節、負担金、補助及び交付金のところで、市町村事務処理標準システム導入準備とありますが、この内容を説明願います。以上です。

○委員長（下川園子君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 細谷委員の御質問にお答えいたします。

まず1点目、資産割をなくすことによる効果についてでございますが、負担の公平性を求めるため北海道運営方針では、令和12年度

に保険税水準の統一を図ることとしております。試算割の廃止により保険税水準の統一が行われる12年度には、北海道内どこに住んでいても同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険税水準となり効果が得られます。

次に、国民健康保険税が減少し被保険者数の減少による、国保運営における問題影響についての見解でございますけれども、令和7年度税収の算定に使用した数値は、世帯数145世帯、前年比59世帯の減少、被保険者数230名で前年比87名の減で納付数値を使っております。

被保険者数の減少によりマイナスの影響としては、税収減に働くという影響が生じます。

また、プラスの影響としては、納付金の算定に影響され、被保険者数の減少により、納付金額が減少に傾くことが想定されるところであります。

しかし一方で一人当たりの医療費が増加傾向にあることから、納付金がどこまで増加するのか、先行きが不透明なところがあり、注視し対応していく必要があると考えております。

現在では国保財政の運営主体が北海道となっており全国的に同じような課題があるものと認識をしております。

続きまして、保険税の上昇による収納率低下が懸念されることに対する対応といたしましては、個別や村広報等により制度説明を行い、保険税の納入について御理解頂くよう啓発を努めるとともに、通常三期で支払うことが困難な場合、その実情に応じ、納税相談に応じ、分割納付等の周知により、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、口座振替やQRコードによる電子決

済の活用について周知してまいりたいと考えております。

国保10ページ、1款、1項、2目、18節の市町村事務処理費標準システム導入準備の費用についてございますが、これにつきましては、今、国で進められておりますシステムの標準化に伴いまして、現在使用している国保のシステムをガバメントクラウドに移行するため、その構築等に係る費用として計上をしているところであります。以上でございます。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありますか。小尾委員。

○7番（小尾雅彦君） 7ページです。道支出金について、普通交付金と特別交付金ともに前年度対比で696万6,000円減額計上なんですけども、この減額計上について大まかにでも算出根拠を教えていただきたいと思います。

続いて、13ページの国民健康保険事業納付金についてです。

1目、2目、3目、それぞれ前年対比で952万円減額計上なんですけども、これも減額計上となった算出根拠を教えていただきたいと思います。

続いて、15ページの保健事業費についてです。

保健事業費の18節で、特定健診受診率向上支援等の事業費で303万円の計上がありまして、昨年度から2年目の取組となるんですが、実際、6年度の実績として受診率の向上がどのような分析結果となったのか、効果等を教えていただきたいと思います。

○委員長（下川園子君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 小尾委員の御質問にお答えいたします。

7ページの4款、1項、保険給付費等交付

金の普通交付金及び特別交付金の減額の理由でございますけれども、まず、普通交付金につきましては、その月に支払うべき診療報酬等の額によって交付されるものでございまして、被保険者数の減少に伴い療養給付費及び高額療養費の減額で算定したことにより520万円の減額計上としているところでございます。

もう一つの特別交付金につきましては、市町村の財政状況、その他の特殊要因や事業の実施状況によって交付されるものでございます。

身的には保険者努力支援制度分で19万円の減額、特別調整交付金分は同額ですけども都道府県繰入金で295万円の減額計上、特定健康診査等負担金分で6,000円の減額計上をしているところでございます。

続きまして、13ページの納付金の減額計上でございますけども、国民健康保険事業納付金につきましては、全道ベースで令和6年度が1,464億円に対し、令和7年度は1,417億円となりまして、昨年と比較して47億円減となっております。

減少の主な要因は北海道の令和7年度の歳入歳出科目中で、歳入の前期高齢者交付金という部分において、令和5年度の過年度精算が行われまして、国から前年度と比べて約80億円多く交付されたことに伴いまして、歳出分の増額よりも歳入のほうが多いといったことで、市町村における納付額が減少となつたものでございます。

特定健診受診率向上支援と向上事業負担金における成果ですね、この事業の成果についてということでございますけども、この事業につきましては、令和3年度から実施し、特定健診の受診率の向上に努めているところでございます。

特定健診受診率については、令和3年度は56.6パーセント。令和4年度は54.8パーセント。令和5年度は55.8パーセント。令和6年度は今現在で57.7パーセントと上昇をしています。

ただし、北海道が目標としている70パーセントには程遠い内容となっております。

事業効果としては、1回目のはがき発送後に電話やはがきに記載したQRコードより、申込みがあり受診につながっております。なった方が32名、全体の26.9パーセント。

また、2回目の見直し検診のはがきを郵送した方につきましては、7名中5名からの反応があり、検診受診率の勧奨の一助となっているものと考えております。以上でございます。

○委員長（下川園子君） 他に質問はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（下川園子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（下川園子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第25号、令和7年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（下川園子君） 起立多数です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

ここで2時15分まで休憩します。

休憩 午後2時3分

再開 午後2時15分

○委員長（下川園子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## ◎議案第26号

○委員長（下川園子君） 次に議案第26号、令和7年度村立診療所特別会計予算の件を議題とします。これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにして発言してください。

質疑はありませんか。細谷委員。

○4番（細谷誠君） 1点。診療所、7ページ、1款、1項、外来収入において、診療報酬収入を1目の占冠診療所では減額、2目のトマム診療所では増額とした理由を説明ください。

○委員長（下川園子君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 細谷委員の御質問にお答えいたします。

診療報酬についてでございますが、前年度収入の実績等から勘案して算出しております。

占冠診療所では社会診療報酬で24万円の減を見込んでおります。

トマム診療所では、社会保険診療報酬で、120万円の増額を見込んでおりまして、これは従業員等の分で増額を見込んでいるところであります。以上でございます。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありませんか。小尾委員。

○7番（小尾雅彦君） 同じく診療所の7ページの診療収入についてです。

1項、診療収入の1目、占冠診療所の諸検査収入、前年対比でプラス73万円の増額。2目のトマム診療所の諸検査収入では、前年対比で13万円のそれぞれ増額計上となっています。

すけど、算出根拠を教えていただきたいと思います。

○委員長（下川園子君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 小尾委員の御質問にお答えさせていただきます。

診療報酬、その他の診療収入についてでございますが、占冠診療所の諸検査収入73万円の増につきましては、占冠診療所では新型コロナワクチン接種や帯状疱疹のワクチン接種で75万円の増を見込んでいるところであります。

トマム診療所では、事業主の健診等で11万2,000円の増額を見込んでいるところであります。以上でございます。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（下川園子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（下川園子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第26号、令和7年度村立診療所特別会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（下川園子君） 起立多数です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第27号

○委員長（下川園子君） 議案第27号、令和

7年度占冠村介護保険特別会計予算の件を議題とします。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにして発言してください。

質疑はありませんか。細谷委員。

○3番（細谷誠君） 1点お願いします。

介護14ページ、2款、1項、介護サービス等諸費において、1目、居宅介護サービス等給付費が増額。3目、施設介護サービス等給付費が減額ということですが、これは村の介護サービスにおいて、訪問介護サービスを求める傾向が増えて、とま～るの利用が減少する傾向にあると考えていいのですか。

○委員長（下川園子君） 福祉子育て支援課長。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 細谷委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1目の内容につきましては、この目については、村のとま～るへの給付、あと住所地特例といいまして、村に住んでいた方が村外に出てサービスを受けている、そういう方の村外での訪問や通所サービス、サ高住等の給付というのが主な理由となっております。

村外の施設を利用している方については給付が増加傾向にあります。

また、介護度も上がってきておりまして、給付額も増加しているのではないかと、こちらとしては予測しているということでございます。

それで3目の減少理由といたしましては、この科目については、村外の老人福祉施設、要介護3以上の方は入れる方ですね、近くで言えば、南富良野町の一味園です。

あと、介護老人保健施設といいまして、リハビリ目的の施設の入所者に対する給付費となっております。

近年入所者が減少傾向であるため、今回、減額させて頂いているところでございます。

御質問の訪問介護サービスが増加して、とま～るの利用が減少ということに関してですが、とま～るに関しては、最近利用者ちょっと減少しておりますので、給付額が減少しているというのもありますが、今後、利用者の何か希望ということも伺っております。

介護度がつけば、とま～るなどで入浴サービス等も利用できますので、そちらの利用をしていただければいいのかなと思っております。

訪問と言いますか、とま～るを利用してない方に関しましては、社会福祉で担当しております、在宅福祉事業もありますので、あと訪問看護ステーションも来ております。少しでも長く、ご自宅でお過ごしできるような体制を維持できればいいなと考えております。

以上です。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありますか。小尾委員。

○7番（小尾雅彦君） 介護7ページです。国庫支出金について、1項、国庫負担金の1目、介護給付費負担金は、前年対比で107万7,000円増額されているんですけども、これに伴う算出根拠を教えていただけたらと思います。

○委員長（下川園子君） 福祉子育て支援課長。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 小尾委員の御質問にお答えいたします。

3款、1項、1目の介護給付費負担金が増額ということでございます。

これに関しましては、歳出の2款に保険給付費という款あるんですけども、これに対する国庫負担金ということになっております。

今回の積算については、令和5年度、一昨

年の実績ベースで計算しております、この保険給付費のうち、施設に係る給付費、それ以外の給付費の割合をまず算出いたします。

今回で言えば、施設に係る給付費は30パーセント、それ以外の給付費は70パーセントと計算しております、その値に過去3年分の伸び率を乗じた金額が基本推計値となりまして、この基本推計値から、施設分で20パーセント、その他分で15パーセントというのが、国の支給分ということになっております。

今回、歳出の2款の事業量、ちょっと減少する見込みなんですが、先ほど説明した経過を考慮しまして、多めの収入を予想しておりますので、増額計上としております。以上です。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（下川園子君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（下川園子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第27号、令和7年度占冠村介護保険特別会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（下川園子君） 起立多数です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第28号

○委員長（下川園子君） これから議案第28

号、令和7年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算の件を議題とします。これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにして発言してください。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（下川園子君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（下川園子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第28号、令和7年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○委員長（下川園子君） 起立多数です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第29号

○委員長（下川園子君） 次に議案第29号、令和7年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算の件を議題とします。これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにして発言してください。

質疑はありませんか。細谷委員。

○3番（細谷誠君） 1点、7ページ、1款、1項、診療収入、本年度の診療報酬収入予算を819万5,000円としました。前年度の約2割減の予算です。

令和6年度補正予算第2号における254万9,000円減の数字を使った本年度の予算と推測しますが、減額要因に対処、対応して、令

和6年度の当初予算に戻した予算立てができなかったのか伺います。

○委員長（下川園子君） 住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 細谷委員の御質問にお答えさせていただきます。

診療報酬の積算についてでございますけども、令和7年度の診療報酬の積算に当たっては、令和5年度の実績及び令和6年度の収入見込額から推測し見積もってきております。

これまでの診療報酬の推移を見ると、令和2年度はコロナの影響があったと思われ、落ち込みが見られましたが、令和3年、4年と、診療収入は回復を見ておりましたことから、令和5年、令和6年度ではこれらの実績を踏まえ、見積もっておりました。

しかし、令和5年度、6年度と同等の歳入見込みとなることが想定されたことから、令和6年度当初予算よりも減額した予算計上といたしました。以上でございます。

○委員長（下川園子君） 細谷委員。

○3番（細谷誠君） 今の答弁に対してですが、年々やっぱり診療収入が減っているわけですけども、この辺の要因を明確にしてこの対応に当たるべきだと思いますが、その要因等はしっかりと把握されていますか。

○委員長（下川園子君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 診療報酬の減額要因でございますけども、一番言えるのが受診者数の減少で1日当たりの受診者数が徐々に減ってきているということあります。

なかなか診療の患者数の増加に結びつけるということは難しい状況、人口の減少であったりこれまで治療てきて、診療の必要性がなくなっている方々が増えてきたりといったところで、あと健康の意識とかも含めて、歯科診療所の必要性っていうか、受診する必要

性っていうのが減ってきてている、ある意味い  
い傾向ではあるとは考えております。

とは言っても、住民の皆さんのがんの健康の管  
理、特に口腔ケアといった部分では重要な役  
割があると認識しておりますので、これまで  
も実施をしております健診について、再  
度呼びかけをしていきながら、健診から受診  
へつなげていければと考えております。以  
上です。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありま  
せんか。小尾委員。

○7番（小尾雅彦君） 歯科9ページです。  
総務管理費で、1目の一般管理費、12節の委  
託料で、歯科診療所の受診者の送迎委託業  
務、9万4,000円の計上なんですけど、たし  
かトマムからの患者さんの送迎をファミサポ  
のほうにお願いしたいというような話だった  
と思うんですけど、この金額12か月で割り返  
すと月々7,800円ということでとても送迎業  
務にあてがわれるような経費としては少額な  
んですけど、算出根拠を教えてください。

○委員長（下川園子君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 小尾委員の御質  
問にお答えさせていただきます。

送迎委託の算出根拠についてでありますけ  
ども、これにつきましては、予算見積り時、  
月2回掛ける12か月で積算しております 9  
万4,000円という計上をしております。

その後、長部局のほうで検討を進めてきた  
ことによりまして、執行方針で記載させてい  
ただきましたとおり、希望者について、回数  
に限らず利用していただくことで方向性を変  
更させていただきましたので、当初予算見積  
り時より多くなると見込まれた時には、適切  
な予算措置をしていきたいと考えております。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありま

せんか。大谷委員。

○1番（大谷元江君） 歯科9ページの総務  
管理費の施設管理費、1目、一般管理費の10  
節、需用費の燃料費、光熱水費に関してです  
が、村立診療所の予算を見ますと、90万とか  
100万いってない単位で計上されているんで  
すが、歯科診療所に関しては約160万ぐらい  
になりますね。建物関係の関係でこんなに差  
があるのかちょっと不思議だなと思いますの  
で、説明お願いします。

○委員長（下川園子君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 大谷委員の御質  
問にお答えさせていただきます。

施設管理費の光熱水費の積算根拠でござい  
ますけども、これにつきましては、二つの診  
療所、歯科診療所の電気料と上下水道の料金  
を計上しております。

電気料につきましては月9万円掛ける12か  
月、上下水道については1万1,620円掛ける  
12か月ということで計上をしているところで  
あります。

前年等の当初予算と比較しても、6万  
1,000円の減額ということで予算計上してい  
るところであります。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありま  
せんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（下川園子君） 質疑なしと認めま  
す。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませ  
んか。

（「なし」の声あり）

○委員長（下川園子君） 討論なしと認めま  
す。これをもって討論を終わります。

これから議案第29号、令和7年度占冠村歯  
科診療所事業特別会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○委員長（下川園子君） 起立多数です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第30号

○委員長（下川園子君） 次に議案第30号、令和7年度占冠村簡易水道事業会計予算の件を議題とします。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにして発言してください。

質疑はありませんか。細谷委員。

○3番（細谷誠君） 2点。まず1点目、簡水1の業務予定量について、これ差し替えとか、令和6年度の補正予算とかで分かりづらくなっているので、内容をお聞きします。

年間給水水量、71万立方、(3)の1日平均水量、1,945立方とありますが、令和6年度の占冠簡易水道事業会計補正予算、第3号で年間給水量が76万3,000立方、1日平均給水量が2,636立方で議決されていますが、この差はどういったことなんでしょう。

2点目。明細書、簡水3ページ、9節、委託料の説明の中で、占冠村中央地区水道施設基本計画作成これについての説明と耐震化の配慮について伺います。以上2点。

○委員長（下川園子君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 細谷委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の業務の予定量についてでございます。

令和7年度の年間給水量、71万立方メートルの予定量の設定につきましては、令和3年度から令和5年度までの三か年分の実績値の平均値を予定量としております。

3月補正の予定量につきましては、6年度の4月から12月までの給水量の実績値の計と、令和7年1月から3月までの給水量の見込みの数値を足したものでございます。

このようなことで、数字的には差が生じているところでございます。

業務の予定量につきましては、経営活動の目標の概要であります。変更があれば、3号補正のように予算のほうでの補正と合わせた形で対応させていただきたいと思っております。

続きまして、明細書、簡水3ページです。1款、簡易水道事業費用、1項、営業費用、3目、総係費の9節、委託料、占冠村中央地区水道施設基本計画作成委託業務の内容でございます。

こちらにつきましては、中央地区、主に占冠浄水場と中央地区の水源であります占川の取水施設、もう一つの水源であります浅井戸、地下水の水源でありますけれども、そちらの老朽化と水量の把握を行って、今後の施設の更新の計画を立てていく内容でございます。

耐震化の配慮ですけれども、7年度に実施する委託業務につきましてはまだ計画の段階でありますので、これが実際、実施になるとそれぞれ取水施設ですとか占冠浄水場の配水地ですか、そういうものにつきましては、耐震化を含めた形で設計するという形になっていくと思っております。以上でございます。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（下川園子君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませ

んか。

(「なし」の声あり)

○委員長（下川園子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第30号、令和7年度占冠村簡易水道事業会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○委員長（下川園子君） 起立多数です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第31号

○委員長（下川園子君） 次に議案第31号、令和7年度占冠村公共下水道事業会計予算の件を議題とします。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにして発言してください。

質疑はありませんか。細谷委員。

○3番（細谷誠君） 1点。下水道2ページ、明細書、収益的支出、1款、1項、1目、1節、下水道台帳保守管理委託料が前年16万5,000円でしたが、今年は88万と増額になっていますが、理由を伺います。

○委員長（下川園子君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 細谷委員の御質問にお答えいたします。

明細書、下水道2ページ、1款、下水道事業費用、1項、営業費用、1目、管渠費、1節、委託料、下水道台帳保守管理等委託料、88万円の内容でございます。

令和6年度の予算が16万5,000円の計上でしたけれども、7年度において行う業務の内容としまして、過去5年間に、新規で設置された公共樹、こちらのデータをその台帳に追

加する作業でございます。

数といたしましては15か所の公共樹のデータを追加するものでございます。

もう一つ、その台帳の機能に維持管理情報の機能を追加するものでございます。

こちらにつきましては、下水道事業の中の交付金の要件の中にそのような条件がございまして、今現在、うちで保有しています台帳には、そのような機能がないということで、今後下水道事業において、交付金事業が予定されていることもありますし、7年度においてその要件を満たすために追加するものでございます。以上です。

○委員長（下川園子君） 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（下川園子君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（下川園子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第31号、令和7年度占冠村公共下水道事業会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○委員長（下川園子君） 起立多数です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

### ◎閉会宣言

○委員長（下川園子君） 以上で本委員会に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

なお、予算特別委員会審査の報告書は、委員長において調整、整理の上、議長に提出いたしますので、ご一任願います。

本日は長時間にわたりご審議頂き、ありがとうございました。

これで予算特別委員会を閉会いたします。

閉会 午後 2時49分